

(3) 大クリーン作戦

大クリーン作戦とは？

市では、「新発田市大クリーン作戦実行委員会」を設置し、市内全域（山中及び危険箇所を除く）の環境美化を図るため、自治会などの関係団体と協力して、各種クリーン作戦（一斉清掃活動）を実施しています。

毎年2月頃、全自治会に「大クリーン作戦（お知らせ）」を発送しますので、実施計画書を担当課に提出してください。

【各種クリーン作戦の内容】

種 別	実施日	実 施 内 容 等
①大クリーン作戦 (ごみの回収)	統一実施日 (4月頃) ※統一実施日は設定しますが、実施日は自治会ごとに決定しても構いません。	自治会内の不法投棄や散乱しているごみの回収・清掃、公園等の公共用地の清掃。具体的な活動については各自治会に一任。なお、この日は家庭ごみの収集は行いません。 ※事前に、参加予定人数、活動内容、回収・清掃範囲、集積場所、ボランティア袋の必要数などを記載した「実施計画書」を環境衛生課へ提出してください。
②川をきれいにしましょう (川の清掃)	統一実施日 (7月頃)	対象河川は、新発田川、中曽根川、新井田川及びその支流。 ※事前に、土のう袋の必要枚数、集積場所などを記載した「実施計画書」を維持管理課へ提出してください。
③側溝清掃	自治会に一任	清掃実施日、必要な土のう袋の枚数をお知らせください。 また、側溝清掃に必要な蓋上機、鉄棒などを貸出しています。蓋上機、鉄棒は数に限りがありますので、必要な場合は、事前に維持管理課へご相談ください。

※実施する際には、自治会ごとに、実施内容や集合場所を記載した参加要請チラシを作成するなど、住民への周知をお願いします。

担当課

- ① 環境衛生課 資源リサイクル係（☎28-9115）本庁舎1階
- ②③ 維持管理課 管理係（☎28-7099）地域整備庁舎2階

(4) 不法投棄防止・犬等のフン害対策看板の貸与

①不法投棄の未然防止や②犬等のフン害でお困りの方のために、自治会に対して看板を貸与します。看板は個人ではなく、自治会に対する貸与となり、維持管理は自治会で行っていただきます。看板は数に限りがありますので、ご相談ください。

担当課

環境衛生課

- ①資源リサイクル係（☎28-9115）本庁舎1階
- ②生活環境係（☎28-9120）本庁舎1階

(5) 市道・防犯灯の維持管理

市道の穴や陥没を見つけたら、ご連絡ください

市道に空いた穴や陥没等を見つけたら、維持管理課へお知らせください。



壊れている防犯灯や球切れを見かけたら、ご連絡ください

防犯灯の異常を見つけたら、その電柱番号と目印となる建物などを下記担当業者または維持管理課へお知らせください。

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

上記について、住民投稿システム「パトロールしばた」を使って、インターネット経由でお知らせいただくこともできます。

投稿に当たっては、事前にユーザー登録が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。「パトロールしばた」と検索、または左記の二次元コードを読み取ってください。

二次元コード ▶



担 当 区 域	担当業者	電 話
本町、諏訪町、豊町、東新町、新富町3丁目、五十公野地区（金谷を除く）、松浦地区、米倉地区、赤谷地区	(有) 相 馬 電 機	23-1854
中央町、大栄町、大手町、緑町、城北町、西園町、御幸町、新富町1・2丁目、中曽根町、舟入町、中曽根、舟入、西宮内、弓越、富塚町、住吉町、新栄町	宮 下 電 気	22-5776
中田町、小舟町、小舟渡、富塚、島潟、板敷、中谷内、西名柄、長畑、桑ノ口、道賀、奥山新保、佐々木、曾根、上中沢、則清、則清新田、日渡	(株) 大 豊 電 気	24-5251
五十公野地区の金谷、川東地区、菅谷地区、加治地区	(有) 渋 谷 電 設	29-2032
豊浦地区、上端、竹園、下興野、飯島新田、太田新田、飯島甲、飯島乙、北蓑口、西蓑口、鳥穴、砂山	(有) 本 田 電 気	24-3433
紫雲寺地区	(有) ひ かり 電 工	24-0374
加治川地区	(株) 五 十 嵐 電 気	33-2611

防犯灯の設置を希望される場合は、設置を希望する電力柱等の位置図を付けた要望書などを維持管理課まで提出してください。

担当課

維持管理課 道路係（☎28-7099）地域整備庁舎2階

(6) 道路側溝清掃の補助金

側溝の蓋を持ち上げる道具の購入にも活用できます

市では、自治会等が自主的に行う道路側溝の清掃に、補助金を交付しています。実施する場合は、必ず事前に維持管理課へご相談ください。

【道路側溝の清掃に対する補助金】

対象となる道路側溝	対象となる経費	補助金額 ※いずれも千円未満切り捨て
主として市道及び一般交通に利用している市道に準ずる道路の側溝で、幅30cm以下のもの。	①道路側溝内の堆積汚泥等を高圧洗浄車及び強力吸引車により清掃する経費のうち、汚泥運搬に要する経費	清掃1mにつき300円 上限額：30万円 延長：1,000m以内 同じ側溝は2年間は期間を置く。
	②簡便式蓋上機の購入経費 (1自治会につき2台まで)	2分の1の額 (上限25,000円)

担当課

維持管理課 管理係 (☎28-7099) 地域整備庁舎2階

(7) 衛生害虫駆除

薬剤のあっせん、散布機の貸出し

市では、自治会に対して衛生害虫（やぶ蚊、ハエなど）の駆除に必要な薬剤をあっせんしています。

また、自治会長宛に水性煙霧剤用の散布機の貸出しを無料で行っています。

あっせんで希望される方は、下記担当課までお問い合わせください。

受付期間：毎年4月1日～5月15日（その他期間は、ご相談ください。）

担当課

環境衛生課 生活環境係 (☎28-9120) 本庁舎1階

(8) 雑草や樹木の繁茂について

土地の適正な維持管理は、所有者または管理者の義務です

新発田市環境美化推進条例等の法令により、土地や空き地の適正な維持管理は、所有者または管理者が行うこととなっています。所有者または管理者と連絡がつかない場合や適正な維持管理をお願いしても不良状態が続く場合で、不良状態が道路、水路などの周辺公共物へ影響を及ぼしている時は、市へご相談ください。

現地を確認し、必要に応じて所有者等へ適正な管理をお願いしています。ただし、管理不全な状態が解消されるまでに時間を要する場合や、管理不全な状態が解消されない場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

担当課

環境衛生課 生活環境係（☎28-9120） 本庁舎1階

(9) 新発田市廃棄物減量等推進員

自治会長に推薦をお願いしています

市では、市民及び事業者等の一般廃棄物の処理や清掃業務を適正かつ円滑に推進するため、自治会長からの推薦により、廃棄物減量等推進員を委嘱しています。

また、意識の高揚を図るため、2期4年を単位として連続して活動された方のうち、活動実績が顕著で、他の模範となる方への表彰も行っています。

【廃棄物減量等推進員】

要件	①当該自治会区域又は地区に居住する20歳以上の者 ②一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有し、市の施策に積極的に協力する者 ③地域の自治会において、廃棄物減量化及び環境美化等の活動で指導的立場にあり、かつ、住民に積極的な指導を行える者 ※概ね50世帯につき1人を目安として推薦していただいています。
任期	2年（再任は妨げません）
業務	一般廃棄物の減量や清掃業務等に関する市の施策への協力などの活動を行います。

担当課

環境衛生課 資源リサイクル係（☎28-9115） 本庁舎1階

(10) 管理不全な空家等対策

○管理不全な空家等の増加

少子高齢化、核家族化等による単身世帯化の増加、経済的問題等、様々な事情から、空き家が増加しています。その中で、適切に管理が行われていない空家等は、老朽化による倒壊や建築資材の飛散、不審者の侵入や放火のおそれ、草木の繁茂等による生活環境への悪影響など、周辺住民に大きな不安や迷惑を与えています。

○管理不全な空家等に対する取組

国でも、適切に管理されていない空家等が防災・防犯・環境衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が急務となっていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を定め、平成27年5月に完全施行されました。

市では、この特別措置法に基づいて「新発田市空家等の適切な管理に関する条例」を定め、空家対策の基本方針や、具体的な取組を定めた『新発田市空家等対策計画』を策定して、空家等対策に取り組んでいます。地域でも声を掛け合いながら空き家の発生予防、適切な管理の取組にご協力ください。

空家等をお持ちの方は・・・

空家等の管理は所有者等の責任です。

家は人が住まなくなると老朽化の進行が早くなります。また、管理不全な状態は周辺の住民や通行人に迷惑をかける場合があります。

管理が行き届いていない空家等が放置された結果、事故が発生し、他人に損害を与えた場合は、空家等の所有者等が責任を負わなければなりません。万が一の場合にそなえ、地域の人や近隣の知り合いにも連絡先を伝えておく迅速な対応につながります。

管理不全な空家等でお困りの場合は・・・

管理不全な状態の空家等にお困りの場合は、下記担当課へご相談ください。

現地を確認し、必要に応じて、管理不全な状態が解消されるよう所有者等へ適正管理をお願いしています。

なお、案件によっては、管理不全な状態が解消されるまでに時間を要する場合等がありますのでご理解をお願いします。

情報提供のお願い



空き家の現況を迅速に把握するため、所有者の連絡先や地域の空き家の実態について情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

担当課

建築課 空家・住宅対策係（☎26-3557） 地域整備庁舎2階

(1 1) 空き家バンク

地域に眠っている空き家を有効活用しませんか？

空き家を有効活用し、移住定住の促進につなげるため「空き家バンク事業」を行っています。この事業は、空き家を売りたいとお考えの方に市の「空き家バンク」に登録していただき、その情報を広く市のホームページ等で公開し、売買につなげるものです。空き家を売りたいとお考えの方は、ぜひ一度ご相談ください。

また、皆さんの地域に眠っている空き家がありましたら、所有または管理をされている方に「空き家バンク事業」をご紹介いただくようお願いいたします。

なお、空き家バンクの売却者、購入者には、以下の補助金があります。

売却者・・・家財道具等処分にかかる経費の一部を補助します。

(対象経費の2／3以内 上限額10万円)

購入者・・・売買契約成立後にお祝金を進呈します。

詳細はこちら▶

(市外から転入者の場合10万円、市内在住者の場合5万円)



担当課

建築課 空家・住宅対策係 (☎26-3557) 地域整備庁舎2階

(1 2) 鳥獣害総合窓口について

鳥獣害に関する総合窓口を設けています

鳥獣害に関するお問合せは、農林水産課までご連絡ください。
内容に応じた被害対策のお手伝いをいたします。

お気軽にご相談ください。

※ツキノワグマ対策については、34ページをご覧ください。



担当課

農林水産課 里山保全係 (☎33-3108) 加治川庁舎1階

ツキノワグマにご注意を！

近年、ツキノワグマの市街地や民家敷地内などへの出没が増加しております。加えて、人身被害も民家敷地内などで発生しており、ツキノワグマが人の生活圏に侵入しつつあります。

鈴やラジオなど音の鳴るものを身に着けたり、生ゴミや不要な農作物を放置しないなど、「ツキノワグマに出会わない」、「ツキノワグマを寄せ付けない」対策をお願いします。

また、自治会が行うツキノワグマ対策について、以下の補助がありますので、ご活用ください。

○緩衝帯整備補助

…ツキノワグマの隠れ家となる、ヤブの刈り払いや雑木の伐採などに係る費用を補助

- ・対象経費：日当、資機材購入費、燃料費、業者委託費 など
- ・補助上限：

かかった費用の2／3又は10万円のどちらか低い金額

○放任果樹伐採補助

…ツキノワグマのエサとなる、食べないカキや栗などの放任果樹の伐採に係る費用を補助

- ・対象経費：日当、資機材購入費、燃料費、業者委託費 など
- ・補助上限：

かかった費用の2／3又は7万円のどちらか低い金額

○補助対象：自治会（両補助とも）

○申請期限：6月中旬（両補助とも）

○4月に自治会長様へ事業の詳細などを送付済みですのでそちらもご確認ください。

担当課

【ツキノワグマ対策について】

農林水産課 里山保全係 33-3108 加治川庁舎1階

【ツキノワグマを目撃した場合】

新発田警察署 23-0110

新発田市役所 22-3030



5 健康・福祉

(1) 民生委員・児童委員

誰もが安心して生活できる地域づくりのお手伝いをします

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉を担うボランティアです。誰もが安心して生活できる地域づくりのために次のような活動をしています。

また、主任児童委員は、地区の民生委員・児童委員と協力して、児童福祉に関することを専門的に担当します。

1 地域住民からの相談への対応

高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談に応じ、その内容に応じて行政による支援につないだり、適切な福祉サービスを紹介したりして、問題解決に協力しています。

2 子どもたちの安全を守るための活動

子どもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないよう、登下校時の見守りや声かけなどを行っています。

3 高齢者世帯等の訪問、見守り

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等を訪問し、相談にのるなど見守り役となっています。

4 行政からの要請に基づく調査協力

市からの要請に基づく高齢者現況調査をはじめ、市等が行う住民への福祉サービスにかかわる業務への協力を行っています。

※ 民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、自治会・町内会長さんから候補者の推薦や情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

担当課

社会福祉課 庶務住宅係（☎28-9220）本庁舎2階

(2) 生活に困っている方の支援について

仕事や生活のことについてお気軽にご相談ください。

社会福祉課生活支援係では、就労や病気、障がい、多重債務、ひきこもりなど様々な課題で生活に困っている方の相談をお受けしています。

相談に来られた方の状況を丁寧にお聞きし、一人一人にあった支援プランを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行っています。

仕事や生活のことでお困りの方は、ぜひ相談にお越しください。また、お近くにお困りの方がいましたら、ぜひ情報をお寄せください。

市や市社会福祉協議会では下記の事業を実施していますので、詳しくはお問い合わせください。



・住まいに関するもの

【住居確保給付金】

離職や休業等により収入が減少し、住居を失った又は住居を失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を給付し、就職活動を支援します。また、同一世帯の方の死亡、離職、休業等で世帯収入が著しく減少して住居を失った又は、住居を失うおそれのある方に対して転居費用相当分を給付し、家計の改善を支援します。

・仕事や社会参加に関するもの

【い〜ばしょばた】

家以外の場所で過ごしたい、外に出ることに慣れたいが行き場所がない方に対して、自由に過ごすことが出来る場所を提供します。悩み事や不安の相談もお聞きます。

【就労準備支援事業】（市社会福祉協議会）

「長い間仕事をしていないため、働くことに自信がない」など、すぐに働くことに不安がある方に対して、日常生活のリズム作りや、ボランティア活動などによる社会参加の段階から、働くことへの準備を支援します。

【若者＋交流会】（市社会福祉協議会）

コミュニケーションを取ることが苦手など、生きづらさを抱えた若者が気軽に集える居場所を開催しています。

【家族会】（新発田市・市社会福祉協議会）

ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者のご家族が交流したり、情報共有したりできる場を開催しています。

担当課

社会福祉課 生活支援係（☎28-9221）本庁舎2階

(3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターを活用しましょう！

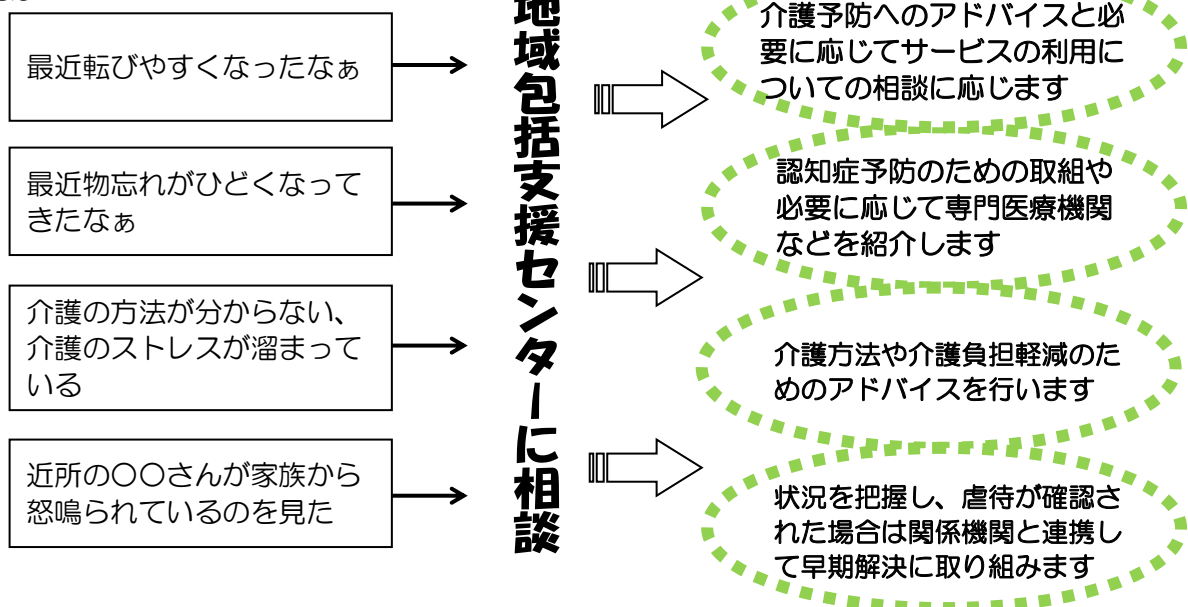
「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護や健康、医療などさまざまな相談に応じる、地域で暮らす高齢者のための総合相談窓口です。

地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、認知症地域支援推進員がおり、それぞれの専門性を活かしながら、互いに連携して支援を行っています。

高齢者に関する困りごとや悩み、分からないこと、知りたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

名 称	担当する地域	電話番号	所在地
中央 地域包括支援センター	外ヶ輪小学校区、猿橋小学校区	26-2400	中央町3-13-3 《健康長寿アクティブ交流センター 内》
東 地域包括支援センター	二葉小学校区、東中学校区の五十公野地区、川東中学校区、七葉中学校区	31-2001	菅谷3345-1 《ヒルトップくしがた 内》
西 地域包括支援センター	東中学校区の松浦地区・米倉地区・赤谷地区、佐々木中学校区、豊浦中学校区	28-7447	荒町甲1611-8 《新発田リハビリテーション病院内》
南 地域包括支援センター	御免町小学校区、住吉小学校区、東豊小学校区	28-0112	諏訪町1-10-38 《コンフィ陽だまり苑 内》
北 地域包括支援センター	紫雲寺中学校区、加治川中学校区	41-4646	真野原外3331-2 《特別養護老人ホームしゅんじ 内》

例えば…



(4) めざせ100彩！

市民の健康づくりを推進します

市では、平成28年3月に「新発田市健康づくり計画（第二次）」を策定しました。

「市民主体・市民参画による健康づくり」などの基本方針に基づき、市民一人ひとりが、自分の健康は自分で“守る”だけでなく“つくる”という意識を持ち、家族や仲間など地域全体で健康づくりに取り組めるよう、「めざせ100彩」をスローガンに、「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」を三本柱として健康づくりを推進しています。

市内各地域では、健康づくりの取組を地域で支え合っていくため、地区担当保健師と連携して保健自治会が健康教室や健康相談を開催し、食生活改善推進委員が栄養講習会を開催するなど、地域の実情にあわせた健康づくり事業を実施しています。

担当課

健康推進課 本庁舎2階

健康教室・健康相談に関すること：地域保健第1係、地域保健第2係
(☎28-9213)

健康づくり事業に関すること：めざせ100彩推進係
(☎28-9214)



(5) ときめき週1クラブ

地域の元気づくりははじめませんか

週1回地域で集まり楽しく体操する「ときめき週1クラブ」の立ち上げの支援をします

住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと生きがいを持って暮らし続けることができるように、介護予防につながる住民主体の取組を進めるなど、地域で支え合う体制づくりへの支援を行います。

その一つとして、容易に通える範囲（自治会単位）に地域の方々が集まり、「しばた・ときめき体操」等の体操を取り入れた週1回の通いの場を、地域が主体となって運営できるよう支援を行います。

立ち上げ後は「ときめき週1クラブ」として活動していただきます。継続運営にあたり「忘れん・転ばんサポーター」の派遣や介護予防講話などの支援を行います。

○活動支援として補助金を交付しています。

※詳しくは担当課までお問合せください。

○新発田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン事業」と連携して取組をすすめています。

立ち上げの流れ

まずは、体験
してみましょう

立ち上げ支援期間

- ・ 65歳以上の方を5名以上含む団体
- ・ 1回約60分の運動
- ・ 参加者が自分たちで運動できるよう指導します。
- ・ 市が地域の公会堂等に出向きます。

いよいよ自分たちで
やってみましょう♪

ときめき週1クラブ（週1回）

地域が主体となって、
みんなで集まり、楽しく運動！



ときめき週1クラブを継続運営するために

みなさんをお願いすること	市が支援すること
・ 会場の借り上げ ・ 鍵の開け閉め ・ 地域のみなさんへの声かけ ・ 当日の運営	・ 体力測定（効果の確認） ・ 運営上の相談窓口 ・ 続けて行うことのできる体操の提供と支援（年数回）
等	等

すでに取り組んでいる地域の参加者の声を聞いてみると・・・



みんなで笑いながら体を動かすのは楽しいです。

家でひとりではやらない動きも、みんなと一緒にだからできる！

一人でやるより効果大！

地域で「週1で運動する通いの場」をつくりたい方はぜひご相談ください。

運動を継続すると・・・

体を週1回以上定期的に動かして、筋力を維持・向上させることで、運動機能の維持・向上につながります。一人では長続きしづらいものですが、地域の仲間と一緒にだと楽しく継続できます。

さらにいいことが・・・

見守り・声かけなど地域のつながりが深まります。



担当課

高齢福祉課 長寿支援係（☎28-9202）本庁舎2階

「ときめき週1クラブ」の活動を充実させていきましょう

○「ときめき週1クラブ」の活動の支援をお願いします

平成28年度から「ときめき週1クラブ」の立ち上げをすすめてきました。

自治会長の皆様のご理解ご協力のおかげで、各地域に「ときめき週1クラブ」が立ち上がっています。

活動をとおして、参加者は、痛みが軽減したり体が動かしやすくなったりするなど、運動の効果を感じているようです。また、週1回集まることで、情報交換や気軽な会話ができ、地域の交流の場にもなっています。

身近な公会堂等が会場ということから、声をかけ合って集まったり、お互いの見守りにもなるなど、支えあいの地域づくり活動につながっています。

つきましては、「ときめき週1クラブ」が、さらに地域に根づき、誰もが参加できるよう自治会からも周知などの支援をお願いします。

「ときめき週1クラブ」の活動にあたり、気づいたことなどありましたら、いつでも担当まで連絡をください。

しばた・ときめき体操の効果

新潟医療福祉大学健康スポーツ学科 佐藤大輔教授の 平成29年度検証から

月3回以上体操をした人は

- 膝の筋力が強くなる。
- 動いているときのバランスが良くなる。
- 反応時間が速くなる。

転倒予防につながる。
認知症予防につながる。



新生しばた記念事業～笑顔キラキラ、地域いきいき～
「しばた・ときめき体操」

PLAY

ケガ予防！！

運動前の動的ストレッチング

姿勢シャキッと！
体幹トレーニング

筋肉ハツラツ！！
チューブトレーニング

幸せいっぱい！！

アスバラ体操(インストラクション)

幸せいっぱい！！
アスバラ体操

疲れを残さない！
運動後の静的ストレッチング

担当課

高齢福祉課 長寿支援係（☎28-9202） 本庁舎2階

(6) 地域のささえあいや認知症に関する出張講座

新発田市では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ささえあいの地域づくりをすすめるために、下記の出張講座を開催しています。自治会行事等と併せて開催することも可能ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。

- 【対象】 どなたでも参加可能
- 【開催単位】 自治会や地域の集まりなど
- 【会場】 集会所やご自宅など、どこへでもお伺いします
- 【その他】 講座の時間については応相談。開催費用は無料です。

● おたがいさま講座

地域の助け合いの大切さについて学びましょう



「ご近所同士の助け合いは大事だ」
「助け合いのある地域づくりを進めたいけど、どうしたらよいのか」と日頃から感じられておられる自治会長さんも多いのではないのでしょうか。そのためには、まず、地域みなさんに助け合いの大切さに気付いてもらうことが必要です。

誰もがお互いへの関心を持ち、助け合いやささえあいについて考えるきっかけづくりとして、楽しく学べる講座をご活用ください。

【内容】

講義やチェックリスト等を取り入れた60分程度の講座

● 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく知り、みんなで支えあおう



高齢者の5人に1人は認知症になると推計されており、決して他人事ではありません。

認知症について正しく理解し、ちょっとした手助けができるサポーターが増えることで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

認知症になっても、ともに支える地域を作るため、皆さんで認知症について学んでみませんか。

【内容】

認知症の基本を学ぶ60～90分程度の講座



★ 申し込みの流れ ★

①電話で連絡

☐日時 ☐場所 ☐参加予定人数 ☐開催希望講座名
を教えてください。

②打ち合わせ

講座の進め方のご希望についてお聞かせください。

担当課

高齢福祉課 長寿支援係 (☎28-9202) 本庁舎2階

(7) 社会福祉協議会

新発田市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、市民相互の支え合いを基本としたボランティア活動の推進や在宅福祉サービスの充実、安心・安全な子育て、生きづらさを抱える若者の社会参加のきっかけづくり等について、様々な関係機関や団体と連携を図りながら積極的に地域福祉を推進しています。

新発田市社会福祉協議会イメージキャラクター 『ほのぼのふくしー家』



“彩りある暮らしを助太刀します！” 助太刀事業の内容

日常生活の困りごとに対して、長年の経験と実績をもとに専門的な知見を持った職員が47メニューで暮らしをサポートします。

例) 冬場のゴミ出しが大変・・・
買い物や通院が一人だと心配・・・
看護師や福祉に詳しい人に自宅へ来てほしい・・・



▲ホームページはこちら

【一部メニュー】

メニュー	金額
介護認定等に関するご相談（随時）	無料
デイサービスセンターなどの利用に関するご相談（随時）	無料
成年後見制度に関するご相談（随時）	無料
大切な書類や印鑑等のお預かりサービス（1か月）	1,500円
通院同行（1回あたり 1時間につき）	2,500円～
話し相手や送付書類等の整理のお手伝い（月1回 1時間程度）	3,000円
ゴミ出し(週2回 1か月) 要・他サービスと併用利用のみ	3,500円
看護師による訪問健康チェック（月1回 1時間程度）	5,000円
食料品、日用品購入同行（1時間半程度 月1回）	5,000円

※ゴミ出しに関するメニューは、提携企業によるサービス提供となります。

※上記以外のメニューもありますので、詳しくは、新発田市社会福祉協議会（23-1000）までお気軽にお問合せください。

ふれあい・いきいきサロン事業の内容

健康の維持・閉じこもり防止・生きがいつくりを目的とした、地域の方ならだれでも立ち寄れる集いの場づくり「ふれあい・いきいきサロン事業」を支援しています。

地域の方が、茶話会や学習会、健康体操などを楽しみながら、より地域のつながりを深めることにより、住みなれた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らせるよう支援します。

サロンは地域の皆さんが自発的・自主的に運営しており、活動場所や内容、活動日時等もサロンにより様々です。

◇ふれあい・いきいきサロン事業の効果

地域の皆さんが気軽に誘い合って参加し、会話を楽しんだり、情報交換をしたり、楽しい時間を過ごすことで、生きがいつくりや閉じこもりの防止、健康維持、介護予防などにつながります。

【活動支援の内容】

①サロンに関するご相談への対応	立ち上げ時など、各相談に応じます
②ボランティア及び講師の派遣	健康講話、昔語り、マジック、民謡など様々なボランティア講師を派遣します
③レクリエーション用具の貸出	わなげ、スカットボール、カラオケなど様々な用具を無料で貸し出します (申請・貸出・返却は高齢者福祉センター金蘭荘になります)
④活動費の助成	実施計画や実績に応じて、活動費を助成します
⑤傷害保険の加入	希望されたサロンの活動に対して保険の加入手続きを行います

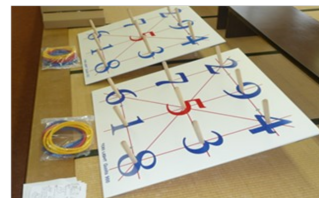
※レクリエーション用具は上記以外のメニューもありますので、詳しくは、高齢者福祉センター金蘭荘（22-8741）までお気軽にお問合せください。

貸出するレクリエーション用具の例

スカットボール ▶



わなげ ▶



社会福祉法人新発田市社会福祉協議会

新発田市本町4丁目16番83号新発田市ボランティアセンター内
(☎23-1000 F A X 26-3300)

(8) 新発田市共同募金委員会

「地域支え合い活動支援事業」公募型助成（共同募金事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進すること及び先駆的・開拓的な住民参加型事業を応援することを目的に、公募型による助成を行います。

【対象団体】

新発田市内で地域住民を対象に自主的・自発的に進める地域福祉活動を行う組織等で、共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進する団体とする。

※自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など、地域福祉活動を行う民間の団体 等

【対象事業】

公的補助金や他の財源（民間補助金及び助成金）でまかなうことができない下記の事業を対象とする。

①安心・安全な地域づくり事業

（例：防犯及び見守り活動、防災マップ作成、健全育成に関すること 等）

②日常的な支援を必要とする方々への生活支援事業

（例：買物、ゴミ出し、除雪 等）

③地域活動支援事業

（例：ボランティア育成事業、地域ネットワーク事業、地域課題の解決を目的とした事業 等）

④その他、①～③の対象以外で上記の目的を達成する事業

【助成額】

①助成金額は15万円を上限とする。

②総事業費の1割の自己資金を必要とする。（千円未満切捨とする）

③対象とならない経費（人件費、会議並びに研修会の飲食代が主体となるもの）

④審査等により減額や助成しない場合もある。

【申請時期】

11月中旬から12月末（令和8年度助成）

事業の詳細については11月発行号の広報誌「社協だより」に掲載します。

また、ホームページにも詳細や様式を掲載予定です。

【申請方法】

◇申請書、必要添付書類を新発田市共同募金委員会（新発田市ボランティアセンター内）に提出ください。

新発田市共同募金委員会

新発田市本町4丁目16番83号新発田市ボランティアセンター内
（☎23-1000 F A X 26-3300）

(9) 地域づくり支援センター

地域活動で困ったなと思ったら、まずはご相談ください。

平成29年10月に開所した「新発田市地域づくり支援センター」は、自治会、ボランティア団体、NPO、学校、企業など、地域づくりに関する困りごとと一緒に考える、総合相談窓口です。皆さんの「困った」と一緒に考え、各種団体の垣根を越えて団体・個人・制度へ繋ぎ、課題解決のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

●地域づくり支援センター 本部

本庁舎6階市民まちづくり支援課内

- ・開館時間 AM9:00～PM5:00
- ・休館日 土日祝日、年末年始
- ・電話 28-7164
- ・FAX 28-9670
- ・メール machizukuri@city.shibata.lg.jp

●地域づくり支援センター サテライト

住吉コミュニティセンター内

- ・開館時間 AM9:00～PM5:00
- ・休館日 土日祝日、年末年始
- ・電話 070-4483-7936



協力・連携して新発田を元気にする活動を応援します！

地域団体等（自治会・学校・ボランティア団体・NPO法人・企業など）が連携・協力して相互に課題の解決を図ることで地域の活性化を目指す事業に対して助成を行います。

【対象団体】新発田市内の地域団体等（自治会・学校・ボランティア団体・NPO法人・企業など）で自主的・自発的に支えあいの活動を行う組織・団体等

【対象事業】地域団体等が他の団体等と連携・協力して課題解決を行う新規事業（既存の事業については、対象外となります）

【助成額】事業に必要な経費（上限あり。詳しくはお問い合わせください）

【申請先・お問い合わせ】新発田市地域づくり支援センター ☎28-7164

担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

6 そのほかの事業や制度



(1) そのほかの事業

まちづくり出前講座

市職員が皆さんのところへ出向き、市の取組や暮らしに役立つ情報、身近な問題などを分かりやすく説明します。悪質商法から身を守るための方法や高齢者福祉サービス、新発田の文化財の紹介など、さまざまな講座メニューがあります。

市内に在住、在勤または在学する中学生以上のグループ（5人以上）が対象です。料金は無料で、時間は60～90分程度です。

詳しくは、みらい創造課へお問い合わせください。

担当課

みらい創造課 広報広聴係（☎28-9532） 本庁舎5階

新発田市文化団体連合会「体験・鑑賞出前プログラム」

様々な文化団体が加盟している文化団体連合会が文化芸術の魅力を皆様に出前講座としてお届けします。

●出前メニュー

茶道、華道、書道、能楽などの伝統文化体験、ポップスコンサート、民謡コンサート、マジックショー、昔語りなどの鑑賞会に加え、絵画や彫刻・写真などの美術体験教室、歴史講話など39のメニューを取り揃えています。

●ご利用対象

新発田市に在住、在勤・通学する5人以上のグループであれば、どなたでもご利用できます。

自治会、老人クラブ、子ども会などでぜひご利用ください。

●利用料金

講師や演者への謝礼は、1団体につき年間1回まで無料です。

詳しいプログラムの内容が掲載された冊子をご用意しております。

ご希望の方はお問い合わせください。

詳しくはこちら（市ホームページ） ⇒



新発田市文化団体連合会

事務局（新発田市民文化会館内） 新発田市中心部4丁目11番7号
（☎26-1576 FAX 26-2500）

(2) 活躍が顕著な市民を表彰します

市民表彰

市では、市政の進展、産業の振興、文化の向上、福祉の増進などに尽力し、その功績が著しい方、市民の模範となるべき活動をした方を表彰しています。

詳しくは、総務課へお問い合わせください。

まちづくり善行賞

市では、市民の模範となる善行によって、地域社会に顕著な貢献をした方へまちづくり善行賞を贈呈しています。積極的な推薦をお願いします。

詳しくは、市民まちづくり支援課へお問い合わせください。

担当課

市民表彰：総務課 秘書係（☎22-3030 内線1505～1507）本庁舎5階

まちづくり善行賞：市民まちづくり支援課

市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

(3) 各選挙での投票管理者・投票立会人の推薦

自治会長に推薦をお願いしています。

市選挙管理委員会では、各種選挙の執行にあたり、選挙権を有する方の中から投票所ごとに投票管理者1名、投票立会人2名を選任しています。

投票管理者と投票立会人は、各投票区の公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な役割があることから、各投票区の自治会長にご推薦をお願いしています。（投票所によっては、複数自治会で持ち回りしている場合もございます。）

なお、投票管理者と投票立会人については、地域の実情により交替制を選択することが可能です。

選挙実施前に選挙管理委員会から推薦の依頼文書をお送りしますので、ご協力をお願いします。

担当課

選挙管理委員会事務局

選挙係（☎22-9621）市役所別館2階



(4) コミュニティセンターのご紹介

サークル活動や各種集会に、ご利用ください

コミュニティセンターは、住民の皆さんがコミュニティ活動や生涯学習等を自主的に推進する場所として設立された施設です。現在市内には下記の10か所のコミュニティセンターがあります。ぜひお気軽にご利用ください。

コミュニティセンター	住所	電話番号
住吉コミュニティセンター	住吉町5-4-25	26-7060
五十公野コミュニティセンター	五十公野4930-1	26-8139
佐々木コミュニティセンター	則清956-1	27-6627
御幸町ふれあいコミュニティセンター	御幸町3-11-9	26-5276
東豊コミュニティ防災センター	豊町4-8-30	22-8586
猿橋コミュニティセンター	住吉町1-7-17	20-5361
菅谷コミュニティセンター	菅谷3350	29-2002
加治川コミュニティセンター	下小中山1107	33-2130
七葉コミュニティセンター	三日市862	24-0778
川東コミュニティセンター	下羽津1908	25-2025



公共施設予約システムで空き状況が確認できます

上記のコミュニティセンターのうち、五十公野・菅谷・加治川・七葉コミュニティセンターについては、インターネット上から閲覧する公共施設予約システムで、各部屋の空き状況を確認することができます。施設利用の際にお役立てください。

二次元コード ▶



担当課

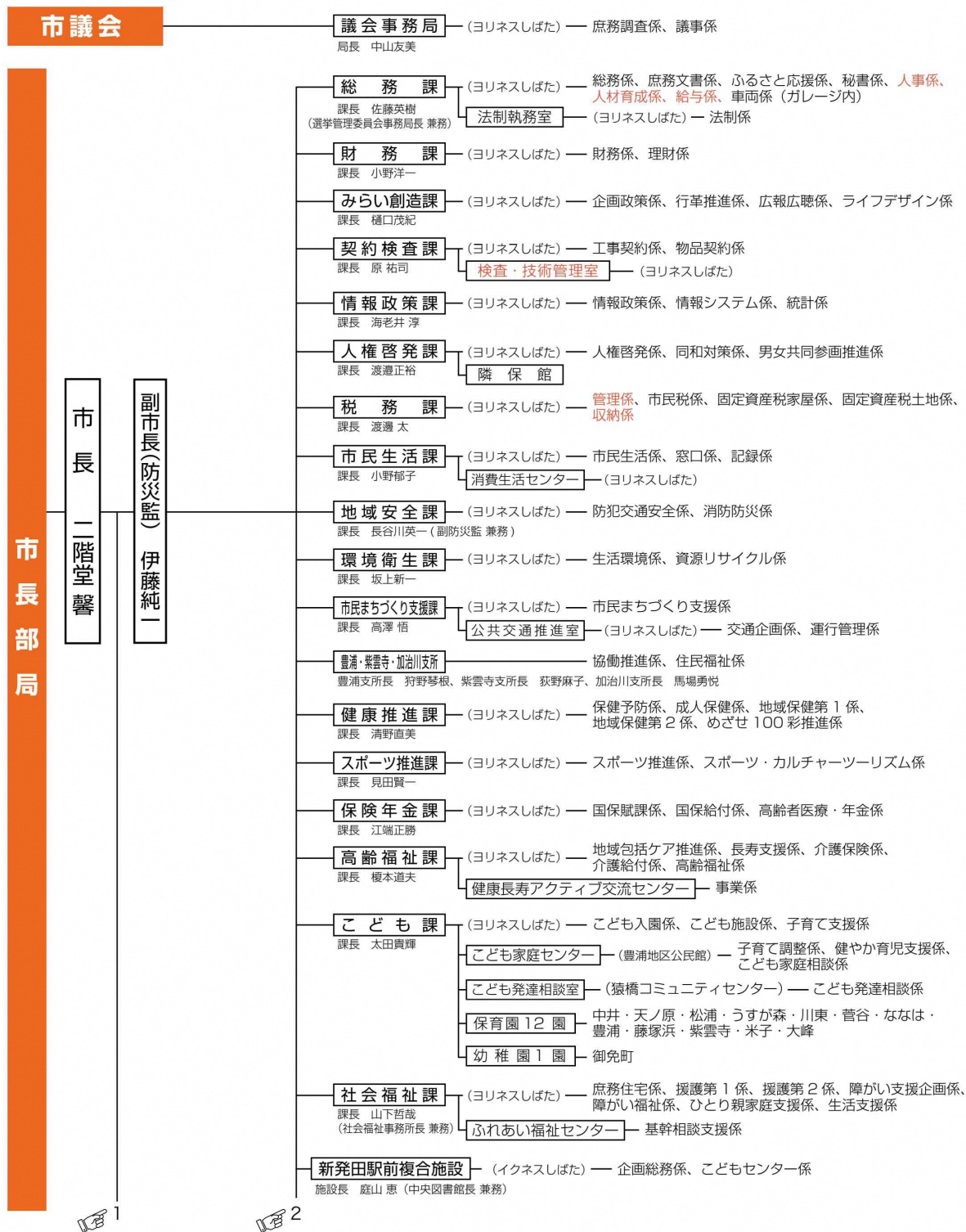
市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

7 参考資料

令和7年度 新発田市行政組織

【問合せ先】総務課人事係（☎ 28-9520）

※赤字は改正のあった所属など。（ ）内は、各所属などがある施設名



令和7年度 組織改正のポイント

税務課と収納課の統合

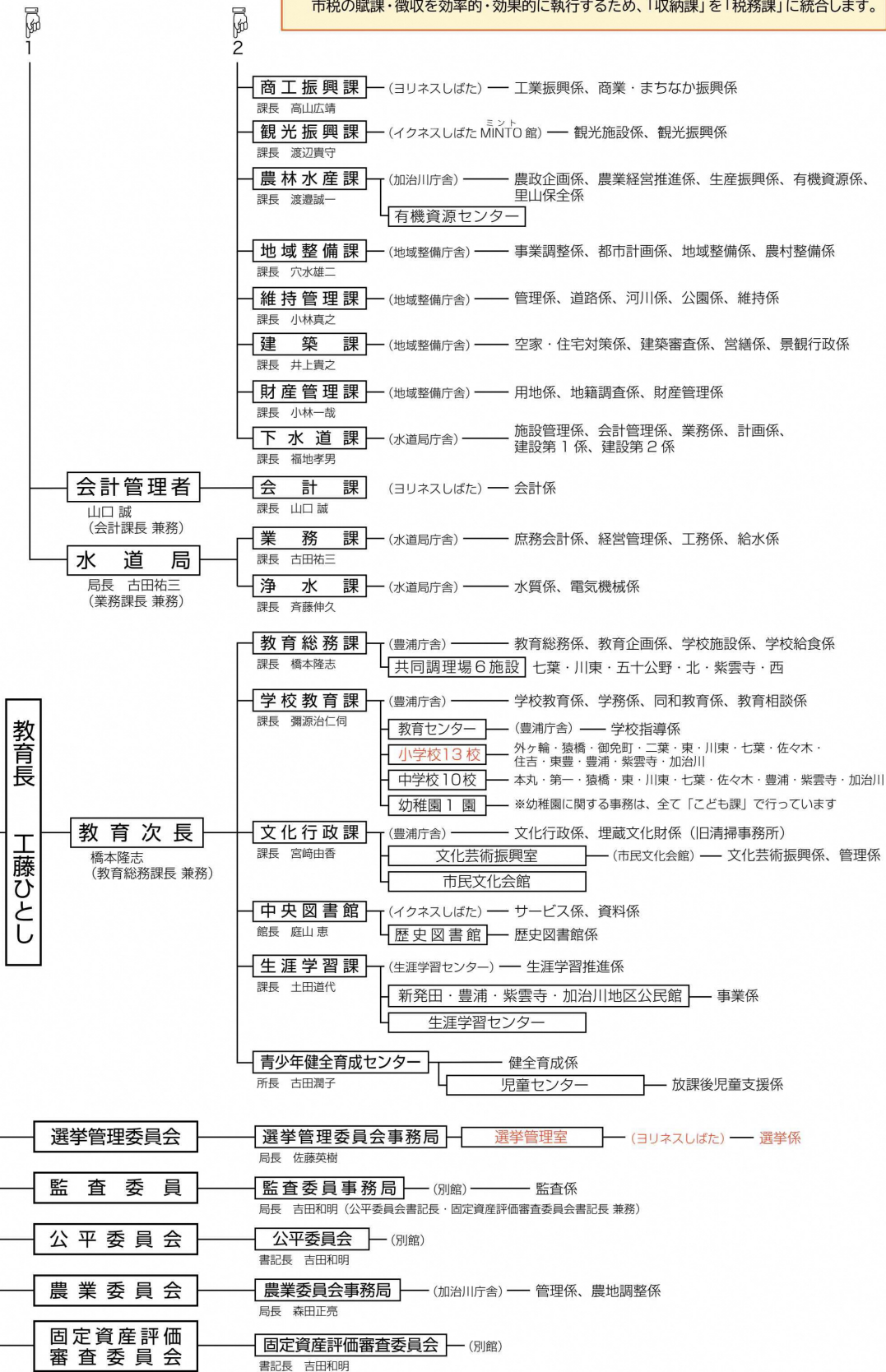
市税の賦課・徴収を効率的・効果的に執行するため、「収納課」を「税務課」に統合します。

市長部局

水道局

教育委員会

行政委員会



(2) 自治会活動 Q & A

自治会の活動をするにあたっては、様々な問題や困りごとが出てくることもあるかと思
います。課題解決の糸口になれば幸いです。

**Q1 避難行動要支援者名簿は年1回提供されますが、その後の異動や新たに名簿に登録
した方を把握したいのですが。**

A1 避難行動要支援者名簿は、年1回のみの提供ですが、自治会で必要な場合は、直
接、地域安全課へ名簿提供を依頼してください。最新の避難行動要支援者名簿を提
供いたします。

**Q2 近隣の空地や空き家に雑草が生え、建物も倒壊しそうで困っています。所有者に連
絡してもらえますか。**

A2 ①空地が周辺の環境を損ねている場合、新発田市環境美化推進条例等に基づいて所
有者（管理者）に適正管理するよう指導をしています。（P31 参照）

②空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新発田市空
家等の適切な管理に関する条例」に基づき、住居その他の使用がなされていないこ
とが常態である建築物等が管理不全な状態にある場合には、当該建築物等の管理義
務者に対し自己責任による適正な管理を求めています。（P32 参照）

詳しくは、①環境衛生課、②建築課へお問い合わせください。

Q3 自治会と市役所はどのような関係ですか。

A3 自治会は、地域住民による独立した団体であり、市役所とは別の組織です。自治会
と市役所は、お互いが自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして、より良
い地域をつくっていくため、協力し合う関係にあります。詳しくは市民まちづくり
支援課、各支所へお問い合わせください。

**Q4 自治会活動で、市役所の関係部署に行く必要があります。どこに相談してよいかわ
からないときは、どうすればよいですか。**

A4 このような場合は、この手引き書や市ホームページをご確認ください。それでもご
不明な場合は、市民まちづくり支援課までご相談ください。関係する窓口へご案内
いたします。



◀市ホームページ二次元コード

Q5 最近、外国人の方が引っ越してきました。どう接していったらよいのでしょうか。

A5 外国人の方も同じ新発田市の住民であり、自治会の一員です。文化や風習、価値観
の違いを認め合いながら、相互理解や交流を図り、ぜひ、自治会活動への参加を呼
び掛けてください。なお、外国人の方とのコミュニケーションに役立つ、指さして
気持ちを伝える「ともだちカード」やごみ日程表の多言語版（英語、中国語、ベト
ナム語）もありますので、必要な方は市民まちづくり支援課へお問い合わせくだ
さい。

Q6 自治会には必ず入らなければいけないの？

A6 自治会の加入は強制ではなく、加入するか否かはそれぞれの意思で決めることがで
きます。加入に迷っていらっしゃる方には、自治会に入るメリットとデメリットを
丁寧に説明されてみてはいかがでしょうか。

Q7自治会に入るメリットは？

A7 普段の生活の中で住民同士が協力して住みよい環境づくりをすすめ、住んでいる地域の環境が保たれていることを考えると、自治会活動が生み出すメリットをすでに受けています。自治会の加入が「より良い地域づくりにつながっている」と考えると、良い地域になることで生まれるメリットは、巡り巡って自分に返ってくるのではないのでしょうか。また、災害など有事の助け合いの場では、自治会を通して地域での顔の見える関係ができていくことは大いに役立つようです。

Q8自治会に入るデメリットは？

A8よく言われるのは「自治会費を払わなければならない」「活動に参加しなければならない」「役員をやらされるかもしれない」といったことですが、見方を変えれば、例えば「自治会費」はほかでもない自分が住む地域をよくするためのお金ですし、「活動に参加する」「役員になる」ことは知り合いを増やすチャンス、自分の力で地域をよくする機会ととらえることもできます。また、「適正な自治会費の設定」や「活動内容の工夫」「役員の負担軽減」など、実態に合わせて運営方法を見直していくことも考えられます。

自治会（役員）と住民が互いに「相手の話をよく聞く」「自分の考えを押し付けない」姿勢で、よりよい自治会運営のために、双方が納得のいくような話し合いを心がけましょう。

【参考．自治会運営の工夫例】

- ①自治会の運営内容を見直し、コストの削減により自治会費を抑える
- ②高齢単身世帯など、様々な立場に応じて自治会費の金額設定を変える
- ③慣習となっているが改善の余地のある行事・会議・作業等を定期的に見直す
- ④住民が参加したくなるような行事の工夫
- ⑤総会を参加しやすい曜日・時間帯に開催する

Q9会費を滞納する人がいます。どうすればよいでしょう。

A9滞納している理由を明らかにし、対応策を検討しましょう。

- (1) 家を留守にしていることが多く、会費を払う機会を逃している

対応例：集金方法を一括払いにする、口座に振り込んでもらうなどの工夫する。

- (2) 活動に賛同できないので、払いたくない

対応例：滞納者が何に納得できないのか、言い分を詳しく聞き、見直せる点があるか検討する。

- (3) 会費を払う経済的余裕がない

対応例：基準を設けて会費を減免するなどの対策を行う。ただし、減免の基準を説明したうえで、本人の意向を確認しましょう。滞納者への対応は、集金担当者だけではなく、執行部全体で対応することが大切です。

Q10新築アパートが建ちます。自治会との連携はどうすればいいでしょうか。

A10アパートが建つことにより、近隣には景観や電波、生活音、ごみ収集、交通など様々な影響が及ぶことが予想されます。自治会でも影響を受けると予想される環境の変化などについては、業者に説明を求め、話し合うことが大切です。

アパート居住者も、防災や福祉、教育などの課題に共同で取り組む地域社会の構成員であり、パートナーです。うまく連携していくためには、アパート管理者との話し合いを早めに行うこととアパート居住者にも町内会の情報を送ることが大切です。

また、独自でごみ管理をするアパートなどでは、自治会費を一般住民に比べ安く設定しているところもあるようです。

Q11役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう。

A11総務省発行「コミュニティ団体運営の手引き」の中の「コミュニティ団体運営に関するお困りごと相談所」を参考に一部を掲載します。

※「コミュニティ団体運営の手引き」は総務省のホームページでダウンロードができます。

【基本的な考え方】

役員の選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。時間をかけても皆さんが納得するような選考を目指しましょう。下記に事例を掲載しますので参考にしてください。

○自治会A

1年交代でくじ引きで決めます。1年だけならやってもいいという人が多いからです。

一人で住んでいるお年寄りなどどうしても引き受けられない人は免除しますが、そうでない人は仕事を持ってもやってもらいます。そのため、役員の仕事は基本的に休日や夜間とし、仕事と両立できるように配慮しています。

○自治会B

役員の人数を増やして1人当たりの負担を軽くしました。これまで忙しかった人も活動しやすくなりましたし、急に出られなくなった人がいても他の役員でカバーできるようになりました。いざという時に補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなったようです。

○自治会C

盆踊りや運動会などのイベントがありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長などの役員をそれぞれの行事の担当部長としています。そうすれば、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手を確保できます。また、会長の独断ではなく色々と協議できますし、行事に関わる会員が増えるので、活動も活発になります。

○自治会D

民生委員などの行政からの委嘱委員を役員に入れています。役員の人数や層が充実するだけでなく、行政との連携や情報共有も図れます。

○自治会E

定例の役員会に各班の班長も参加させています。班長はくじ引きで1年交代ですので、色々な人がなります。次期役員を決めるときには、この班長を中心に声をかけます。班長は役員の仕事をみる機会が多いので、仕事が分かっている分、引き受けようかという気になってくれることも多いようです。

○自治会F

役員には、自治会のために活動してもらう時間と労力の対価として、相応の報酬を渡しています。自治会運営を「面倒なボランティア」ではなく、「仕事」として割り切ってもらっています。

Q12自治会で所有する土地や建物を個人名義から自治会名義に変更したいのですが、どうしたらよいですか。

A12法人格を取得し「認可地縁団体」となることで、自治会名（法人名）で財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。詳しくは「認可地縁団体の手引き」をご覧ください。

「認可地縁団体の手引き」は市民まちづくり支援課でお渡ししているほか、市ホームページに掲載しています。

(3) 年度替りや自治会長が交代した時にすること 「確認チェックシート」

自治会の年度替りや自治会長が交代した時に、市に提出してもらう書類や、新しい自治会長へ引き継いでもらうものなどを「チェックシート」としてまとめました。

この「自治会長の手引き」の参照ページも紹介しています。どうぞ、ご活用ください。

チェック

【年度替わりに提出する書類】

☐ 代表者等変更届

⇒変更があった場合提出してください（7、8、9ページ参照）。

☐ 災害時の連絡等に係る緊急連絡先報告書

⇒変更があった場合提出してください（9、20ページ参照）。

☐ 告示事項変更届出書

⇒認可地縁団体で変更があった場合提出してください（詳しくはお問い合わせいただくか、11ページにてご案内の「認可地縁団体の手引き」参照）。

☐ 自治会の予算書・決算書

⇒可能なかぎり提出してください（3、6、8、9ページ参照）。

【新しい自治会長へ引き継ぐもの】

☐ 業務委託契約書

⇒平成12年4月以降に契約しています。

☐ 自治会長の手引き

⇒この冊子を引き継いでください。

☐ 緊急告知FMラジオ

⇒第2・第3連絡先の方へも引き継いでください（21ページ参照）。

☐ 避難行動要支援者名簿

⇒該当する自治会のみ持っています（22～24ページ参照）。
過年度分は市へ返却してください。

(4) 手引き掲載窓口の所在地

名称		所在地	電話（代表）
①	新発田市本庁舎	中央町3-3-3	22-3030
②	地域整備庁舎	中央町5-2-13	
③	豊浦支所	乙次281-2（豊浦庁舎内）	22-6776
④	紫雲寺支所	真野原外3331-5（健康プラザしうんじ内）	41-3112
⑤	加治川支所	住田510（加治川庁舎内）	33-3103



③豊浦支所



④紫雲寺支所



⑤加治川支所





～ 活気あふれる自治会活動のために ～

自治会長の手引き

【令和7年度版】
令和7年5月発行

発行

■新発田市自治会連合会

■新発田市役所 市民まちづくり支援課（本庁舎6階）

TEL：28-9640 FAX：28-9670

Email：machizukuri@city.shibata.lg.jp

「自治会長の手引き」についてご不明な点は、
市民まちづくり支援課までお問い合わせください。